

輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物

通商産業省告示第790号（平成12年12月20日）

最終改正 経済産業省告示第154号（平成28年 5月23日）

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条第一項第一号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、平成十年通商産業省告示第七十八号（輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める貨物を定める件）は平成十三年一月五日限り、廃止する。

輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は、次に掲げるものとする。

関税率表の番号等	品 目
0301・99-2	生きているにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）
03・02	生鮮の又は冷蔵したにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）及びその卵、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）並びにさんま（コロラビス属のもの）
03・03	冷凍したにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）及びその卵、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）並びにさんま（コロラビス属のもの）
03・04	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
03・05	乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノ

	<p>プス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラビス属のもの)並びにそれらの魚種のフィッシュミール、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵並びに煮干し</p>
03・07	<p>帆立貝、貝柱及びいか(もんごういかを除く。)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)</p>
1212・21-1	<p>長方形(正方形を含む。)の紙状に抄製した食用の海草で、一枚の面積が430平方センチメートル以下のもの</p>
1212・21-2	<p>まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ属の食用の海草及びこれを交えた食用の海草(関税率表第1212・21号の1に掲げるものを除く。)</p>
1212・21-3	<p>その他の食用の海草(ひとえぐさ属、あおさ属(たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。)、ごへいこんぶ属又はこんぶ属(あつばすじこんぶを除く。))のものに限る。)</p>
2106・90-2-(2)-E	<p>海草の調製食料品(ひとえぐさ属、あおさ属(たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。)、ごへいこんぶ属、こんぶ属(あつばすじこんぶを除く。)、まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ属のものに限る。)</p>